

■調査基準について

【調査理由】

これまでも、加盟団体役員の方々に対する表彰を行っていますが、連盟において設立当初から長年にわたり区のスポーツ振興に寄与されてきた方々の活動内容について、把握するため、以下の基準に該当する方々を改めて確認します。

【基準】

公益財団法人大田区体育協会の加盟団体に所属し、スポーツの普及・発展に寄与した個人を対象とする。

- 1 次の基準をいずれも満たす方を対象とする。
 - (1) 加盟団体の創設に携わり、連盟の運営・発展に尽力した方
 - (2) 加盟団体の役員（会長、副会長、副理事長、常務理事、理事、監事、監査等）として 40 年以上の活動歴を有する方
 - (3) 都スポーツ功労賞（旧都教育委員会表彰）の受賞歴がない方
- 2 現在は活動していない方及び、過去において本協会又は公益財団法人東京都体育協会の受賞歴がある方も含む
- 3 基準日は平成 30 年 4 月 1 日とする。